

執筆者:

[E-mail](#) [宇野 伸太郎](#)[E-mail](#) [井浪 敏史](#)[E-mail](#) [村田 智美](#)

1. はじめに

本ニューズレターの本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。近年、Covid-19、ウクライナ・ロシア間紛争等の特殊事情や世界的な需要増、原料・原油高騰といった世界的傾向を背景として、建設工事に必要な各種資材の価格や労務費が高騰しており、かかる資材や労務費の上昇について発注者・請負者の間でいかにリスクを配分するかが重要な課題となっているため、今回は、FIDIC 契約約款における物価調整条項のポイントを紹介する。

2. FIDIC 契約約款の定め(13.8 条)

費用の増減を理由とする工事請負代金の調整について定める FIDIC(レッドブック 1999 年版やイエローブック 1999 年版等。以下、同じ。)13.8 条は、「If there is no such table of adjustment data, this Sub-Clause shall not apply.」と定めており、入札書類の別紙に「調整データ表」(人件費や材料費等の価格指数等を記載した表)が含まれる場合にのみ、当該物価調整条項が適用される。

物価調整条項が適用される場合、FIDIC13.8 条は、「If this Sub-Clause applies, the amounts payable to the Contractor shall be adjusted for rises or falls in the cost of labour, Goods and other inputs to the Works, by the addition or deduction of the amounts determined by the formulae prescribed in this Sub-Clause.」と定めており、労務費、設備・材料費等やその他の建設工事に必要な費用の増減につき、以下の計算式に基づいて決定される請負価格の増減額により、請負者への支払金額が調整される¹。

$$P_n = a + b \frac{L_n}{L_o} + c \frac{E_n}{E_o} + d \frac{M_n}{M_o} + \dots$$

計算式における各記号はそれぞれ以下のような意味を持つ。

P_n	対象期間「n」(基本的には 1 ヶ月)に実施された工事につき、調整対象となる推定契約価格に掛け合わせるための指数。
a	調整データ表に記載された固定係数であり、工事請負価格のうち、調整対象とならない部分を示す。
b, c, d	調整データ表に記載された、各費用(労務費、設備費、材料等)の推定比率を表す係数。
L_n, E_n, M_n	対象期間「n」における、労務費(L)、設備費(E)、材料等(M)の各費用についての価格変動後(対象となる支払証明書が関係する期間の最終日の 49 日前)の物価指数・標準価格。
L_o, E_o, M_o	各費用についての価格変動前(応札期間最終日の 28 日前)の価格指数・標準価格。

¹ 工事請負金額に複数種類の通貨が含まれる場合、このような計算は各通貨毎に行われる。

例えば、以下のような事例が考えられる。

- ・ a=0.3、b(労務費の推定比率)=0.2、c(設備費の推定比率)=0.2、d(材料費の推定比率)=0.3
- ・ Ln(労務費の変動後標準価格)=10,000 円、En(設備費の変動後基準価格)=8,000 円、Mn(材料費の変動後標準価格)=12,000 円
- ・ Lo(労務費の変動前標準価格)=8,000 円、Eo(設備費の変動前基準価格)=6,000 円、Mo(材料費の変動前標準価格)=10,000 円

$$P_n = 0.3 + 0.2 \frac{10,000}{8,000} + 0.2 \frac{8,000}{6,000} + 0.3 \frac{12,000}{10,000} = 1.18$$

この事例では、調整対象となる推定契約価格に 1.18 を掛け合わせて、工事請負価格の増額を計算することになる(増額分は推定契約価格×0.18 の部分)。

上記の物価調整条項に基づく工事請負代金の調整については、請負者がエンジニアに対し、工事請負代金の中間支払いの根拠となる、中間支払証明書(Interim Payment Certificate)の発行を申請する際に、提出する書類の内容に当該調整金額を含めるものとされており(FIDIC14.3 条)、エンジニアがその内容を認めて中間支払証明書が発行されれば、調整金額が中間支払金額に含まれることになる。

3. 国内契約約款(公共工事標準請負契約約款、民間連合約款)との比較

(1) 国内契約約款における物価調整条項

国内の公共工事で用いられる公共工事標準請負契約約款では、26 条において、以下のとおり物価調整条項が定められている。

第 1～4 項は、工期が 12 ヶ月を超える工事につき、比較的緩やかな価格水準一般の変動に対応する「スライド条項」、第 5 項は、全ての工事につき特定の資材価格の急激な変動に対応する「単品スライド条項」、第 6 項は、全ての工事につき、急激な価格水準の変動に対応する「インフレ条項」とされる²。

- 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、(内訳書及び)
- (A) []に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- (B) 物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 (略)
- 5 特別な要因³により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当と

² 建設業法研究会編『改訂 5 版公共工事標準請負契約約款の解説』244～253 頁(大成出版社、2020 年)。

³ 第 5 項の「特別な要因」とは、石油価格の引上げのような輸入価格の変動等であって、建設資材の価格に著しい影響を与え、又は与えるおそれのある原因はこれに該当し、おおかたの発注者及び受注者が共通の認識をもって、影響の重要性を客観的に認めるようなものである場合が通常であろうとされる(前掲建設業法研究会編 249 頁)。

- なったとき⁴は、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ⁵、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

また、国内の建設工事で広く用いられている民間(七会)連合協定工事請負契約約款(以下「民間連合約款」)では、29条1項e号及び同項f号において、以下のとおり物価調整条項が定められている。

- 29条1項 この契約に別段の定めのあるほか、次の各号の一にあたる時は、発注者又は受注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる
- e. 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃又は経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当ではないと認められるとき⁶。
- f. 長期にわたる契約で、法令の制定もしくは改廃又は物価、賃金などの変動によって、この契約を締結した時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき⁷。

29条2項 請負代金額を変更するときは、原則として、この工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については変更時の時価による⁸。

4. 両者の比較

FIDICの物価調整条項では、調整データ表において、基準とすべき物価指数や標準価格が定められていれば、計算式に基づいて増額分が計算され、中間支払いの都度、支払金額に反映される仕組みが設けられている。また、国内でも、公共工事標準請負契約約款においては、計算式ではないものの、基準とすべき資料や基準を予め定めるものとされており(特にスライド条項)、発注者と請負者の間で協議を行うべき期間や手続が定められている。これに対し、民間連合約款では、物価調整条項が当てはまる請負代金額が「適当ではないと認められる」との基準に解釈の余地があり、増額についても「変更時の時価」以外が基準として用いられる余地のある定めとなっている。また、請負代金への反映手続についても当事者からの「変更を求めることができる」点のみが定められており、民間連合約款においては、これらの点の不明確さについて発注者・請負者間の争いにつながる可能性があると考えられる。

- ⁴ 第5項の「請負代金額が不相当となったとき」の具体的な基準は、対象資材の価格変動については、その大小を問わず、変動分の総額が工事の規模に応じて定められる一定額を超えたときには、請負代金額の変更を行うこととするという方法によることも想定されるとされる(前掲建設業法研究会編 249～250頁)。
- ⁵ 現在の経済情勢の下における一般的な経済事情の変動による請負代金額の変更に関しては第1項から第4項までのスライド条項により対処しうが、海外における戦争、動乱等の影響による国際価格の高騰等といった予期不可能な特別事情による急激なインフレーション又はデフレーションについては、むしろその都度解決するのが適当であり、第6項は、スライド条項の特則とされる(前掲建設業法研究会編 252～253頁)。
- ⁶ e号(いわゆるインフレ条項)の請負代金額が「明らかに適当ではないと認められるとき」の基準は明らかではないが、契約時において全く予想することのできなかつた物価等の急激な上昇があったり、約定の請負代金額とその支払条件のもとでは、材料の入手や労務手配の段取りに誤りがなくとも、最小限の利益を確保することができないことなどの場合、最小限の利益率を確保しうる額を限度として増額が認められる可能性があるとしてされる(民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会編『民間(七会)連合協定工事請負契約約款の解説』180頁(大成出版社、2021年))。
- ⁷ f号(いわゆるスライド条項)の残工事部分に対する請負代金相当額が「適当ではないと認められる」基準についても、同様に明確な基準はないが、e号と同様と考えられるとされる(前掲民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会編 181頁)。
- ⁸ 増額の基準となる「変更時の時価」についても、その時点での再調達価格が基本になるため、変更時の時価によることとしているが、短工期の場合や発注者が変更部分につき材料を安くあつせん・支給したときのように時価によるのが相当でない場合に対応するため、「原則として」と定められている(前掲民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会編 182頁)。

他方で、FIDIC の物価調整条項が適切に働くかどうかは、契約で選定される物価指数に依存することになる。契約で定めた物価指数が、実際に生じた経済事情の変動を適切に反映しないというリスクもありうる。また、プロジェクトの場所によっては適切な物価指数がそもそも入手できない場合もある。そのような背景から、FIDIC 2017 年版の物価調整条項では、上述の 1999 年版の計算式は条文内で記載されなくなった(特記条項の準備のためのガイダンスで例示されるという扱いとなった。)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 